

T A M A N A C I T Y M A S T E R P L A N

玉名市 都市計画マスタープラン

交流・快適・安全・自立

人と自然がひびきあう 県北の都 玉名



平成26年 3月
熊本県 玉名市



玉名市長 高 寄 哲 哉

ごあいさつ

本市は、平成 17 年の 1 市 3 町（旧玉名市、旧岱明町、旧横島町、旧天水町）の合併から来年で 10 年を迎えます。

この間、玉名市民はもとより県北地域住民の念願であった九州新幹線鹿児島ルート of 全線開通による新玉名駅の開業をはじめ、国道 208 号玉名バイパスの全線開通など、本市の発展には欠かすことのできない社会資本の整備が整いました。一方、市民の皆様の利便性を最優先した地上 4 階建ての市役所新庁舎も来年 1 月の開庁を目指し、工事が順調に進んでおり、本市の都市環境も大きく変貌してきつつあります。

しかしながら、高度経済成長期に整備された公共施設をはじめとする都市施設の老朽化は著しく、長寿命化などの改善を含めた対策が喫緊の課題となっており、また、これからの少子化による人口減少や超高齢社会、地球環境問題、防災対策などにも対応した都市づくりを進めていかなければなりません。

このような社会情勢の変化を背景に、この度、玉名市における将来のより良い都市づくりを目指すための基本方針等を定めた「玉名市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

この「玉名市都市計画マスタープラン」は、上位計画である県の都市計画区域マスタープランや玉名市総合計画をはじめとする各種関連計画を踏まえ、概ね 20 年後を想定した本市の都市づくりの理念や目標などの基本的な方向性を示すものであります。

今後は、この計画を基本方針として、市民の皆様に「玉名市に住んで良かった」と言われるまちづくりに取組んで参りたいと考えております。

最後になりましたが、「玉名市都市計画マスタープラン」の策定にあたり、熱心にご審議いただきました玉名市都市計画マスタープラン策定委員会並びに玉名市都市計画審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップなどを通して貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様と関係各位に対し、心から深く感謝し厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

【 目 次 】

序 論	はじめに	
	第 1 章 玉名市都市計画マスタープランについて	1
第 I 編	現況編	
	第 1 章 本市の概況及び上位・関連計画	5
	第 2 章 市民意向の把握	53
	第 3 章 都市づくりの課題	79
第 II 編	全体構想編	
	第 1 章 都市づくりの方針	83
	第 2 章 分野別まちづくり方針	93
	第 3 章 中心拠点を取り巻く今後のまちづくり	133
第 III 編	地域別構想編	
	第 1 章 地域別構想	137
第 IV 編	計画の実現に向けて	
	第 1 章 実現化方策	177

(巻末) 参考資料

序 論 はじめに

第1章 玉名市都市計画マスタープランについて

1-1 計画の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条第2項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置づけられる計画であり、各市町村が創意工夫のもとに、市民の意向を反映させつつ、地域の特性を踏まえて定める都市計画の基本的な方針として、平成4年の都市計画法改正により創設されています。

玉名市（以下「本市」とします）は、熊本県の北部に位置し、阿蘇外輪山を源流とする菊池川の恵みをうけ、豊富な水と緩やかに広がる玉名平野を有し、小岱山と金峰山系の山々、そして豊穡の海有明海を望む、恵まれた自然の中に息づく歴史と伝統文化を伝える田園都市です。平成17年10月3日に1市3町が合併し、平成23年3月には九州新幹線が全線開通したことから、熊本県北の玄関口となる新玉名駅を有する都市として、市民のみなさまが「住んでよかった」と思えるまちづくりに取り組んでいます。

さらに、本市では平成24年3月に第1次玉名市総合計画後期基本計画の見直しにより、本市の将来像として『人と自然がひびきあう県北の都 玉名』を目指し、様々な取り組みを進めているところです。

また、これからのまちづくりにおいては、都市と農山村、市街地と田園地域などと分けて捉えるのではなく、一つのまちとして一体的に考えることが重要です。それに伴い、都市計画マスタープランも都市計画分野だけではなく、ソフト面も考慮した総合的なまちづくり方針としての役割も大きくなっています。

このような背景を踏まえ、玉名市都市計画マスタープラン（以下「本計画」とします）は、総合計画などの将来像や都市計画の基本的な方針、玉名都市計画区域マスタープランなどの上位計画に則したうえで、土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設や景観など、都市を構成する様々な要素に関して、総合的・長期的な方向性をまとめます。

1-2 計画の対象区域

本計画では、行政区域全体を対象区域とします。

都市計画マスタープランは、原則として「都市計画区域」を対象に計画するものですが、本市は1市3町が合併した都市であることを踏まえ、対象区域を設定しています。

1-3 計画の期間

本計画の期間を平成26年度からの20年間とします。

ただし、都市計画に関する情勢やまちづくりの意向の変化を受けて、必要が生じた際は適宜・適切な見直しを行うこととします。

1-4 計画の構成

本計画は、本市全体のまちづくりのあり方を定める「全体構想」と、本市を6つの地域に区分し、地域ごとにまちづくりのあり方を定める「地域別構想」により構成します。



図 都市計画マスタープランの構成、策定手順

1-5 計画の策定体制

本計画は、策定する上で「策定委員会」と「策定協議会」の2つの組織を中心に、市民意向を取り入れながら検討しました。

「策定委員会」は、学識経験者、関係団体役職員、関係行政機関などによって構成され、計画検討の舵取りの役割を担い、「策定協議会」は、会長（建設部長）、庁内関係各部長により構成され、計画の実質的な部分について検討しました。また、必要に応じて、本庁・各支所の若手職員などで構成する「作業部会」での意見収集も行いながら、本計画を策定しました。

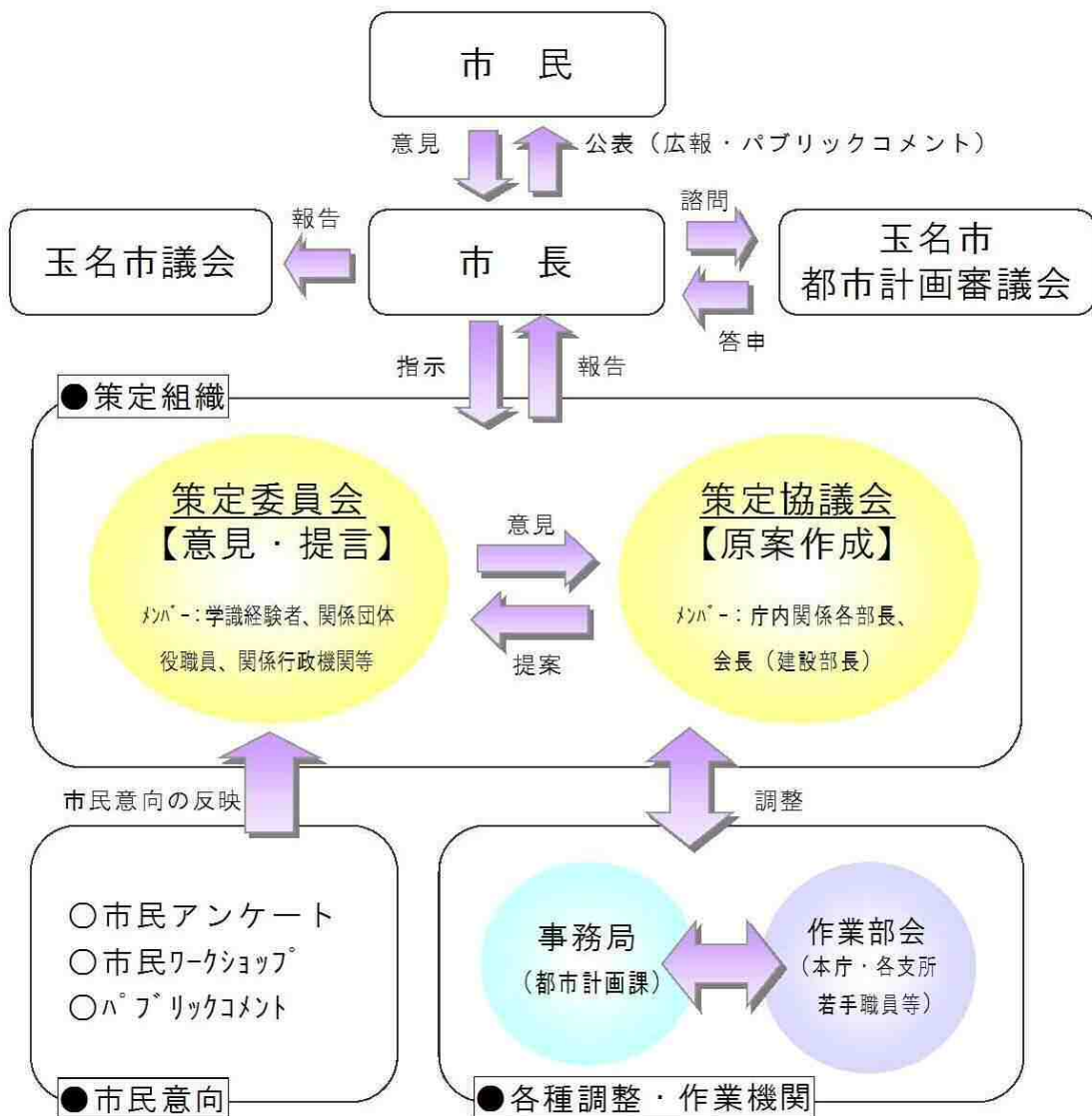


図 都市計画マスタープラン策定にあたっての検討体制